

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	整理番号	4-1
処分の種類	狩猟免許試験の停止、合格取消し			
根拠法令条例等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第50条第1項			
処分の概要	不正の手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対する試験の停止、合格の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	試験の実施にあたっては、不正な手段による受験が行われることのないよう、万全の措置を講ずるものとするが、不正な手段により試験を受け、又は受けようとした者があつた場合には、その合格の決定の取消し、又は受験の停止の措置を講ずるものとする。			
基準の制定根拠	長野県鳥獣行政事務取扱要領 第1-14(昭和35年7月15日林政第182号)			